別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　　本市は，九州薩摩半島の最南端に位置し，温暖な気候と豊富な温泉に恵まれ，観光と農業，水産加工業を中心に栄えてきた。近年，市内総生産額は，約1,312億円程度を推移し，第１次産業12％，第２次産業16％，第３次産業72％（うちサービス業11％）である。就業人口では，第１次産業21％(約4,000人)，第２次産業14％（約2,500人），第３次産業65％（約12,000人，うちサービス業約8,000人）となっている（統計いぶすき令和６年度版）。各産業別付加価値額（全国順位）では，第１次産業347万円（497位），第２次産業727万円（1,048位），第３次産業738万円（1,259位）であり，雇用者所得（１人当たり）は，173万円（1,530位）となっている（RESAS：2018年データ）。

　　一方，市内人口は，国立社会保障・人口問題研究所（社人研）によると，2030年（令和12年）には約33,000人が，2040年には約28,000人に減少することが推計されている。人口構造においても生産年齢人口は2030年（令和12年）の約16,000人が，2040年には約13,000人に大きく減少すると推計されている。また，本市の製造品出荷額及び従事者1人当たり出荷額は全国平均以下であり，市内の事業所数は，2016年（平成28年）から2021年（令和３年）にかけて3.8％減少しており，今後も減少傾向が見込まれる。

なお，本市の有効求人倍率は，令和７年３月現在で1.03倍であり，鹿児島県下平均の1.11倍に比し低い数値を示している。特に本市の基幹産業である農林水産業や加工製造業，宿泊・飲食サービス業と医療・福祉業等においては，人手不足に端を発する事業縮小に伴う地域経済への悪影響が顕著に現れている。

こうしたことから，市内中小企業におけるより生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより，深刻化する人材不足への対応や生産性の向上・経営基盤の強化，競争力につなげていくことが必要となる。

（２）目標

　　中小企業等経営強化法第49条第１項の規定に基づく，導入促進基本計画を策定し，中小企業者の先端設備等の導入を促すことで，薩摩半島南端地域の中心市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として，計画期間中に２０件程度の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

　　中小企業等経営強化法先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小

企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が，年平均３％以上向

上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本市の産業の就業者数は，農業，卸・小売業，医療・福祉，宿泊・飲食サービス業及び製造業，建設業において１千名を超える雇用を有している。また，就業者数は少ないものの林業や漁業，鉱業・採石・砂利採取業においては，特化係数が１を超えている。

このように，指宿市の産業は，多様な業種が本市の経済，雇用を支えている。こ

れらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があり，幅広い産業で多様な設備投資を支援する観点から，本計画において対象とする設備は，中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

　　本市では，指宿駅前を中心とする商業ゾーン，海岸部の観光ゾーン，その周辺及び内陸部の一次産業ゾーンに大別され，地域特性を生かした産業活動が行われている。これらの地域で，広く事業者の生産性向上を実現させ，地元資源活用型による発展を推進する観点から，本計画の対象区域は，指宿市内全域とする。

（２）対象業種・事業

　　本市の産業は，多様な業種が本市の経済，雇用を支えており，幅広い産業で多様な設備投資を支援する観点から，本計画において対象とする業種は，全業種とする。

　　また，生産性向上に向けた事業者の取組は，新商品の開発，自動化の推進，ＩＴ導入による業務効率化，省エネの推進，市域を超えた海外市場等を見据えた連携等，多様であることから，労働生産性が年率３％以上の向上に資すると見込まれる事業であれば，幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

　　　令和７年７月23日～令和９年７月22日とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　　　３年間，４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等，雇用の安定に配慮する。

（２）公序良俗に反する取組や，反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象外とし，健全な地域経済の発展に配慮する。